

平成27年度決算検査報告（会計検査院）  
国立大学法人京都大学に係る事項抜粋

(第52 国立大学法人京都大学)

意見を表示し又は処置を要求した事項

職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の締結に当たり、契約の内容及び契約方法を見直すことなどにより、競争性及び透明性を確保するとともに、駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどするよう是正改善の処置を求めたもの

部 局 等	国立大学法人京都大学
契 約 名	京都大学病院地区職員区域駐車整理業務
契 約 の 概 要	京都大学病院地区職員区域駐車場に係る駐車整理業務の実施を無償で委託するもの
契 約 の 相 手 方	一般財団法人和進会
契 約	平成 24 年 3 月、25 年 3 月、26 年 3 月 随意契約
競争性及び透明性が確保されていなかった委託契約に係る駐車整理料の収入額及び駐車整理業務経費の支出額	収入額 1 億 2505 万円(背景金額)(平成 24 年度～26 年度) 支出額 9876 万円(背景金額)(平成 24 年度～26 年度)
平成 26 年度末までに国立大学法人京都大学が得ることができた利益の額	4239 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について

(平成 27 年 12 月 3 日付け 国立大学法人京都大学学長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 医学部附属病院における職員等駐車場委託契約の概要等

(1) 医学部附属病院における駐車場に係る駐車整理業務の概要

貴法人は、診療、教育、研究等を担う附属施設として、医学部附属病院(以下「附属病院」という。)を設置し運営しており、附属病院敷地内に外来患者、入院患者及びその付添人又は見舞等のために来訪する者が利用する駐車場(以下「患者等駐車場」という。)と、職員、学生、納品業者及びその他大学関係者(以下「職員等」という。)が利用する駐車場(以下「職員等駐車場」という。)をそれぞれ設置している。

貴法人は、このうちの職員等駐車場については、その円滑な運営を図るために、附属病院の教員等を構成員とする京都大学病院地区駐車区域運営委員会を設置している。そして、同委員会が職員等駐車場の運営方式等について定めた京都大学病院地区職員・学生・その他大学関係者駐車区域整理要領によれば、職員等駐車場に係る駐車区域における車両の誘導、適正駐車の手引、パスカードの発行、駐車整理料の収納・管理等の整理業務(以下「駐車整理業務」という。)は第三者に委託して行うこととされている。

このため、貴法人は、平成11年4月以降、職員等駐車場に係る駐車整理業務について、一般財団法人和進会(23年7月以前は財団法人和進会。以下「和進会」という。)と委託契約(以下「職員等駐車場委託契約」という。)を、毎年度、随意契約により締結して実施している。

## (2) 貴法人の契約制度等

貴法人が行う契約については、国立大学法人京都大学会計規程(平成16年達示第92号)等によれば、請負その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が1000万円未満である場合等においては随意契約によることができることとされている。

一方、21年6月に文部科学大臣が決定した「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」によれば、財務内容を改善させるために、「各法人は多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等についてさらに努めること」とされている。そして、効果的・効率的な法人運営を推進するために、「随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めること」とされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、職員等駐車場委託契約は適切に行われているか、駐車整理業務により生ずる利益を貴法人が適切に享受しているかなどに着眼して、24年度から26年度までの間に貴法人が締結した職員等駐車場委託契約を対象として、貴法人において契約書類の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、委託先である和進会の委託業務の実施状況等についても、貴法人に対して調査及び報告を求めるなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 職員等駐車場委託契約の契約内容及び契約方法について

##### ア 職員等駐車場委託契約に係る契約内容

貴法人が和進会との間で締結した職員等駐車場委託契約の主な内容は、次のとおりとなっている。

- ① 貴法人は、職員等駐車場に係る駐車整理業務を和進会に無償で委託するものとする。
- ② 和進会は、駐車区域に駐車する者から駐車整理料を徴収することができる。
- ③ 駐車整理料は、職員等駐車場に係る駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とし、その額はあらかじめ貴法人が和進会と協議して定めるものとする。
- ④ 和進会は上記③の駐車整理料をもって職員等駐車場に係る駐車整理業務に必要な一切の経費(以下「駐車整理業務経費」という。)を賄うものとする。

⑤ 和進会は、職員等駐車場に係る駐車整理業務の収支に係る会計を他の業務に係る会計と区分し、前者の会計において剰余金が生じたときは、貴法人と協議した上で、職員等駐車場の施設又は設備の整備、その他職員等駐車場に係る駐車整理業務等に必要な経費に充てるものとする。

そして、職員等駐車場委託契約により和進会が徴収した駐車整理料の収入額及び駐車整理料により賄っている駐車整理業務経費の支出額は、24年度から26年度までの間でそれぞれ計1億2505万余円及び計9876万余円となっていた。

イ 職員等駐車場委託契約の契約方法

貴法人は、毎年度、和進会と職員等駐車場委託契約を随意契約により締結するに当たり、本件契約が契約の性質又は目的が競争を許さないなどの随意契約によることができる場合に該当するか否かについて特段の確認を行っていなかった。

しかし、和進会が行っている駐車整理業務の内容である、駐車区域における車両の誘導、適正駐車指導、パスカードの発行、駐車整理料の収納・管理等の実施には、特別な専門的知識を必要とするものではなく、この種の業務を行うことができる業者は多数存在していることから、職員等駐車場委託契約の相手方を和進会に限定する特段の理由はない。現に、貴法人は、患者等駐車場については、駐車整理料を貴法人の収入とした上で、駐車整理業務を車両の誘導等に係る業務と駐車整理料の収納に係る業務とに分けて、それぞれ別の民間の業者と一般競争入札等により契約を締結している。

したがって、貴法人は、患者等駐車場に係る上記の契約を参考にして職員等駐車場委託契約の内容を見直すなどすれば、一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結することが可能であると認められる。

(2) 職員等駐車場委託契約に係る収支等の状況について

職員等駐車場に係る駐車整理業務の会計は、前記のとおり、職員等駐車場委託契約に基づき、和進会が他の業務に係る会計と区分して管理している。そして、24年度から26年度までの当該会計に係る収支等の状況をみると、貴法人は、23年度以前に職員等駐車場の収容台数に限りがあるなどの理由から、駐車場の利用希望者数を抑制することを目的として駐車整理料の金額を引き上げており、表のとおり、各年度の駐車整理料収入は、駐車整理業務経費を上回り剰余金が発生する状況となっている。このため、和進会が管理する職員等駐車場に係る駐車整理業務の会計において、23年度以前の剰余金と合わせて、26年度末現在で4239万余円の剰余金が生じていた。

表 職員等駐車場委託契約に係る収支等の状況 (単位：円)

区分	収入額	支出額	剰余金
平成24年度	42,429,041	30,317,366	12,111,675
25年度	41,869,794	32,393,844	9,475,950
26年度	40,752,522	36,053,937	4,698,585
小計	125,051,357	98,765,147	26,286,210
23年度以前の剰余金の計			16,112,897
合計			42,399,107

したがって、貴法人が、患者等駐車場と同様に職員等駐車場に係る駐車整理料を貴法人の収入として受け入れることとすれば、26年度末までに前記の剰余金に相当する計4239万余円の利益を得ることができたと認められる。

**(是正改善を必要とする事態)**

職員等駐車場委託契約について、契約の内容を見直すなどすれば、一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結することが可能であるのに、随意契約により委託契約を締結していたり、駐車整理料による収入が駐車整理業務経費を上回っていて利益が生じているのに貴法人がこれを享受していなかったりしている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴法人において、次のことなどによると認められる。

- ア 職員等駐車場委託契約を締結するに当たり、競争性及び透明性を確保した上で契約することの重要性についての認識が欠けていること
- イ 職員等駐車場に係る駐車整理業務により生ずる利益を貴法人が享受することについての検討を行っていないこと

**3 本院が求める是正改善の処置**

貴法人は、契約の競争性及び透明性を確保するとともに、自己収入の増加に努めることが求められている。そして、貴法人においては、職員等の利便性の確保等の観点から今後も引き続き職員等駐車場を運営していくことが見込まれる。

については、貴法人において、職員等駐車場委託契約の競争性及び透明性を確保するとともに、自己収入の増加を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 契約の内容を見直すなどした上で、一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結すること
- イ 職員等駐車場に係る駐車整理業務により生ずる利益を貴法人が享受できるよう契約の内容を見直すとともに、和進会が管理している前記の剰余金については貴法人の収入とするよう和進会と協議すること

## 第2 独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について

検査対象	独立行政法人 98 法人、国立大学法人等 90 法人
独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の概要	授業料収入、病院収入等の各種事業収入や国、民間企業等からの研究の受託等による受託収入、寄附金の受入れによる収入等の外部資金等
独立行政法人における自己収入の額	188 兆 9884 億円(平成 21 年度～25 年度)
国立大学法人等における自己収入の額	7 兆 9408 億円(平成 21 年度～25 年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 独立行政法人及び国立大学法人等の概要

##### ア 独立行政法人及び国立大学法人等の制度等

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるために設立される法人であり、平成 27 年 3 月末現在における独立行政法人の数は 98 法人となっている。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として設立される法人であり、27 年 3 月末現在における国立大学法人等の数は、国立大学法人 86 法人及び大学共同利用機関法人 4 法人の計 90 法人となっている。

##### イ 独立行政法人及び国立大学法人等の業務運営の財源等

##### (ア) 独立行政法人及び国立大学法人等の業務運営の財源

独立行政法人及び国立大学法人等は、業務運営の財源として、各法人の自己収入のほか、運営費交付金を充てており、特定の業務については、補助金、借入金等を充てている。自己収入には、授業料収入、病院収入等の各種事業収入や国、民間企業等からの研究の受託等による受託収入、寄附金の受入れによる収入等の外部資金等があり、25 事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)の決算報告書では、独立行政法人全 98 法人及び国立大学法人等全 90 法人において自己収入が計上されている。また、自己収入で賄えない部分の金額については、原則として、国が財源措置を行うこととされており、25 年度に運営費交付金の交付を受けている法人は、独立行政法人 84 法人、国立大学法人等全 90 法人となっている。

##### (イ) 自己収入と運営費交付金の関係

独立行政法人に交付される運営費交付金の額の算定は、毎年度、自己収入が想定される場合は、必要と見込まれる経費から自己収入の見込額を控除して行うことになっ

ており、控除する自己収入については、独立行政法人ごとに異なっているが、原則として、利息収入等の恒常的に獲得が想定される自己収入を控除対象とすることになっている。一方、国立大学法人等に交付される運営費交付金のうち、例えば、学生数等の客観的な指標に基づいて各大学共通の方式により算出される一般運営費交付金の額の算定は、毎年度、必要と見込まれる経費から、大学の入学定員等に基づく入学料及び授業料の自己収入の見込額を控除するなどして行うことになっているが、受託収入、寄附金収入等の外部資金については、控除対象としない取扱いとなっている。

## (2) 独立行政法人及び国立大学法人等の改革等における自己収入の位置付け

独立行政法人の自己収入については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)等において、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化等自己収入の増大に向けた取組が推進されるなどし、また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)において、自己収入の増加が見込まれる際の運営費交付金の額の算定方針が示されている。一方、国立大学法人等については、法人が獲得した自己収入については、前記のとおり、法人の経営努力に一定の配慮がなされる形で運用されている。また、文部科学省は、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」(平成27年6月文部科学大臣決定)等において、財源の多様化等による自己収入の増加を図ることなどとしている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人及び国立大学法人等は、前記のとおり公共的な性格を有し、個別法等又は国立大学法人法に規定されている各法人の目的に応じた業務運営を行っており、自己収入はその目的を達成するために重要な財源となっている。そして、多くの法人は、自己収入のほか、運営費交付金等を充てて業務運営を行っているが、近年の我が国の厳しい財政状況の中、各法人に交付される運営費交付金の額は全体として減少してきており、自己収入を確保することはますます重要となっている。

また、独立行政法人及び国立大学法人等は、前記の閣議決定等において、自主性・自律性をより発揮した業務運営による行政サービスや教育研究の質の向上等の実現が求められており、各法人の業務運営の財源の多様化等に資するために、外部資金を獲得するなどの自己収入の拡大に向けた取組は重要なものと位置付けられている。

そこで、本院は、これらの状況を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人及び国立大学法人等において、同種の事務・事業を行う法人に特有の自己収入及び各法人に共通性のある自己収入について、各法人の状況はどのようなになっているか、自己収入の確保等に向けてどのような取組が行われているか、独立行政法人と国立大学法人等との間で相互に参考となる取組はないかなどに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

27年3月末現在における独立行政法人全98法人及び国立大学法人等全90法人を対象とし、財務諸表等及び提出を受けた調書等を在庁して分析するとともに、独立行政法人28法人及び国立大学法人等22法人に対して会計実地検査を行った。

(以下、各法人の名称中、「独立行政法人」、「国立大学法人」又は「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。)

### 3 検査の状況

#### (1) 独立行政法人及び国立大学法人等の収入の状況

##### ア 収入額及び収入額に占める自己収入の割合

21年度から25年度までの独立行政法人全体の収入額の合計は307兆7171億余円、国立大学法人等全体の収入額の合計は16兆1575億余円となっており、25年度における独立行政法人全体の収入額の合計は58兆4347億余円、国立大学法人等全体の収入額の合計は3兆4389億余円となっている。

21年度から25年度までの独立行政法人全体の自己収入の合計は188兆9884億余円、国立大学法人等全体の自己収入の合計は7兆9408億余円となっている。25年度における自己収入は独立行政法人全体で合計37兆2419億余円、国立大学法人等全体で合計1兆6988億余円、収入額に占める自己収入の割合は、それぞれ63.7%及び49.4%となっている。

##### イ 法人の業務類型

独立行政法人について、国立大学法人等との間で共通性が見られる事務・事業を類型化し、当該事務・事業を実施している独立行政法人を三つの業務類型に分類すると、次のとおりである。なお、複数の業務類型に重複して分類されている独立行政法人がある。

- ① 特定の職業人等の教育・養成等を目的として学校等を設置して文教研修業務を行う独立行政法人(以下「文教研修型」という。) (注1)  
9法人
- ② 科学技術に関する試験、研究、開発等の研究開発業務を自ら行う独立行政法人(以下「研究開発型」という。) (注2)  
34法人
- ③ 病院等を設置して医療診療業務を行う独立行政法人(以下「医療診療型」という。) (注3)  
9法人

そして、上記の①から③までのいずれの業務類型にも該当しない独立行政法人(以下「その他型」という。) (注4)が56法人ある。

(注1) 9法人 水産大学校、海技教育機構、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、国立国際医療研究センター

(注2) 34法人 情報通信研究機構、酒類総合研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、労働安全衛生総合研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、産業技術総合研究所、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、国立環境研究所、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、海洋研究開発機構、医薬基盤研究所、日本原子力研究開発機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立健康・栄養研究所

(注3) 9 法人 放射線医学総合研究所、労働者健康福祉機構、国立病院機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター

(注4) 56 法人 国立公文書館、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立美術館、国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、日本貿易保険、製品評価技術基盤機構、航海訓練所、教員研修センター、駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査、造幣局、国立印刷局、国民生活センター、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、北方領土問題対策協会、国際協力機構、国際交流基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、日本貿易振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、情報処理推進機構、医薬品医療機器総合機構、環境再生保全機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、地域医療機能推進機構、年金積立金管理運用、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、勤労者退職金共済機構、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、統計センター、農業者年金基金

一方、国立大学法人等を、附属病院の設置の有無により二つの業務類型に分類すると、①附属病院を設置せず教育研究業務のみを行っている国立大学法人及び研究業務のみを行っている大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国大教育研究型」という。)<sup>(注5)</sup>は48法人、②教育研究業務に必要な機関として附属病院を設置している国立大学法人(以下「国大病院設置型」という。)<sup>(注6)</sup>は42法人となる。

(注5) 48 法人 北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳴門教育大学、福岡教育大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、筑波技術大学、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

(注6) 42 法人 北海道大学、旭川医科大学、弘前大学、東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、新潟大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、名古屋大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根

大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学、富山大学

#### ウ 業務類型ごとの収入

25年度における業務類型ごとの収入額についてみると、文教研修型は9法人計3兆8518億余円、研究開発型は34法人計3兆2029億余円、医療診療型は9法人計1兆5607億余円となっている。ただし、文教研修型及び研究開発型については当該業務類型の業務以外の業務に係る収入額が多額となっている法人を除くと、文教研修型は6法人計2819億余円、研究開発型は33法人計1兆3510億余円となっている。また、国大教育研究型は48法人計5899億余円、国大病院設置型は42法人計2兆8489億余円となっている。そして、25年度における収入額に占める自己収入の割合は、特に、医療診療型及び国大病院設置型においてその割合が高くなっている。

#### エ 自己収入の内容

独立行政法人の各業務類型に特有の自己収入としては、文教研修型については授業料収入、入学料収入及び検定料収入(以下、これらを合わせて「授業料等収入」という。)が、研究開発型については受託研究収入、受託事業収入及び共同研究収入(以下、これらを合わせて「受託研究等収入」という。)が、また、医療診療型については病院収入が挙げられる。同様に、国立大学法人等については授業料等収入及び受託研究等収入が、そのうち国大病院設置型については、それらに加えて病院収入が挙げられる。また、各独立行政法人においては、各法人固有の業務に係る自己収入があるほか、業務類型にかかわらず、独立行政法人及び国立大学法人等に共通性のある自己収入として、自動販売機の設置による収入等の施設の貸付け等に係る収入、特許権に係る収入、寄附金収入、余裕金の運用に係る収入等がある。

### (2) 法人の業務類型ごとに特有の自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

#### ア 授業料等収入

##### (ア) 授業料等収入の状況

文教研修型の独立行政法人9法人及び国立大学法人全86法人は、それぞれの法人の目的を達成するために学校等を設置して、授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)を徴収しており、25年度における授業料等収入は、それぞれ独立行政法人が計215億余円、国立大学法人が計3345億余円となっている。

##### (イ) 授業料等収入の確保等に向けた取組

上記の法人においては、現状においては定員を充足している法人が多数を占めるものの、今後、入学者数が減少して授業料収入が減少することも想定されることから、学生数の確保等に資する取組の状況についてみたところ、入学希望者の増加を図るための取組はほとんどの法人において行われており、各法人の実情を踏まえた独自の取組を実施している法人も見受けられる。また、授業料等の金額については、積極的な検討はされていない状況が見受けられる。

国立高等専門学校機構及び国立大学法人全86法人において年度中に放棄された債権を含めた授業料に係る債権の状況は、21年度から25年度までの平均で計7億余円となっている。そして、授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等の実施状

況をみると、国立高等専門学校機構においては、納付義務等の説明、督促等共に保護者(保証人)に対しての実施率が高いが、国立大学法人においては、納付義務等の説明については学生に対する実施率が高く、授業料に係る債権が発生した以降では保護者(保証人)に対する督促の実施率が高くなっている。

#### イ 受託研究等収入

##### (ア) 受託研究等収入の状況

独立行政法人及び国立大学法人等は、民間企業等との間で受託研究、受託事業及び共同研究(以下「受託研究等」という。)を実施している。文教研修型、研究開発型及び医療診療型のいずれかの業務類型に該当する独立行政法人42法人における25年度の受託研究等に係る契約件数は11,890件、25年度の契約金額は2328億余円となっている。また、国立大学法人等全90法人においては、同様に、32,410件、1938億余円となっている。

##### (イ) 受託研究等収入の確保等に向けた取組

中期計画等における目標の設定、委員会の設置、対外的な情報発信等に係る取組の検討等を行っている法人の割合は、国立大学法人等の方が高くなっている。

民間企業の委託を受けて締結する受託研究契約及び受託事業契約においては、委託者への請求金額において研究担当者等の常勤職員の人件費を算定していなかったり、受託研究契約に係る標準的な間接経費率の見直しを行っていなかったり、契約履行のための支出額が契約金額を上回る場合に自らがその費用を負担したりしている法人が見受けられる。

共同研究の結果取得された共有に係る特許権等から生ずる特許権等収入の分配割合を、共有に係る当該特許権等の権利の帰属割合によらずとしている法人が多く見受けられるが、権利の帰属割合を上回る分配割合としている法人や権利の帰属割合を下回る分配割合としている法人も見受けられる。また、一部の法人においては、定額の一時金のみとする場合もあり、共有に係る特許権等から想定を上回る特許権等収入が生じた場合にはその利益を十分に享受できない可能性がある。

#### ウ 病院収入

##### (ア) 病院収入の状況

医療診療型の独立行政法人9法人及び国大病院設置型の国立大学法人42法人における25年度の病院収益は、独立行政法人が計1兆2464億余円、国立大学法人が計9516億余円となっている。

##### (イ) 病院収入の確保等に向けた取組

病院施設の稼働状況を測る上で有用と考えられる病床利用率等の指標に係る目標値の設定状況をみると、目標値を設定していない病院も一部見受けられる。また、各法人で委員会等を設置して検討するなど病院収入の確保や増加につながる取組を行っている。

患者に対する未収診療費に係る債権(以下「未収診療費債権」という。)の残高は、25年度末において独立行政法人が計102億余円、国立大学法人が計90億余円となっており、債権の発生から1年以上が経過している債権が50%以上を占める法人も見受けられる。また、債権管理マニュアル等に規定している未収診療費債権の回収方法に

法人間でばらつきが見受けられたり、時効の中断を図るための債権の保全措置を実施していない病院が見受けられたりなどしている。

保険診療を行った医療機関では、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)の医師による点検が未了であるなどの場合に、社会保険診療報酬支払基金等(以下「基金等」という。)への請求を保留するレセプト(以下「保留レセプト」という。)が生じたり、レセプトの記載内容に誤りや不備があることが判明した場合に医療機関に返戻されるレセプト(以下「返戻レセプト」という。)が生じたりすることがあり、そのような場合、診療報酬の入金が遅れることになる。保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、各病院の機能・役割や診療内容の相違による影響に留意する必要があるが、21年度から25年度までの年度末残高は、それぞれ計60億円前後及び計190億円前後で推移しており、25年度末におけるレセプト未処理額のうち23年度以前に発生したレセプトの割合は、それぞれ0.2%及び0.8%である。さらに、レセプトの処理に関しては、医師に確認等を依頼しているが実行されないままになっているなど事務処理の遅延に起因して未処理の状態が長期化しているものも見受けられる。

また、基金等におけるレセプトの審査の結果、過剰診療と判断されるなどした場合におけるレセプトの査定率(診療報酬請求額に対する査定額の割合)は、審査基準の厳しい高難度で複雑な医療を多く実施した場合には上昇の一因となることがあるが、25年度の独立行政法人及び国立大学法人における査定率はそれぞれ0.36%及び0.59%で、全体として年々上昇傾向にある。

### (3) 各法人に共通性のある自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

#### ア 施設の貸付け等に係る収入

##### (ア) 食堂及び売店の運営による収入

独立行政法人51法人及び国立大学法人等89法人は、業者に敷地を貸し付けたり、使用許可(以下、敷地の貸付けと使用許可を合わせて「敷地貸付け等」という。)をしたりするなどして食堂又は売店を設置しており、25年度の貸付料等収入は、独立行政法人で計7億余円、国立大学法人等で計4億余円となっている。このうち、外部の利用者が多数見込まれる法人では、業者に有償で敷地貸付け等をする契約の割合が高いが、有償で参入する業者がいないことや、利用者に対する安価なサービスの提供を条件としていることなどの理由から無償で敷地貸付け等をする契約も見受けられる。

##### (イ) 自動販売機の設置による収入

独立行政法人72法人及び国立大学法人等全90法人は自動販売機を設置しており、25年度の貸付料等収入はいずれも計1億余円、手数料収入はいずれも計5億余円で、手数料収入が貸付料等収入を大きく上回っているが、競争性のない契約方式を採用して、貸付料等を無償とし、かつ手数料を得ていない契約も多く見受けられる。

##### (ウ) 駐車場の使用料収入

独立行政法人59法人及び国立大学法人等88法人は業務運営上必要な駐車場を設置しており、25年度においてそれぞれ計26億余円及び計27億余円の収入を得ているが、有料駐車場の割合はそれぞれ13.5%及び24.9%であり、このうち、医療診療型の独立行政法人の駐車場及び国大病院設置型の国立大学法人における病院駐車場につ

いてはそれぞれ45.7%及び81.0%と上記の割合より高くなっている。

なお、京都大学において、職員等駐車場の駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどの適切な処置を執る必要があると認められる事態が見受けられたことから、本院は、27年12月に、会計検査院法第34条の規定により、「職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について」として、京都大学学長に対して是正改善の処置を求めた(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項726ページ参照)。

#### (エ) 宿舎使用料収入

独立行政法人45法人及び国立大学法人等89法人は職員宿舎を保有しており、25年度の宿舎使用料収入は、それぞれ計40億余円及び計31億余円となっている。統一的な宿舎使用料見直しの取組が行われていない国立大学法人等では、従前の宿舎使用料のままとなっているなどの法人が見受けられる。

#### イ 公開施設に係る入場料収入

独立行政法人16法人及び国立大学法人等41法人では、法人の業務内容等の広報等のために公開施設を設置している。このうち独立行政法人7法人で計20施設(全施設の39.2%)、国立大学法人等11法人で計16施設(同21.9%)を有料施設として運営しており、それぞれ25年度の入場料収入は、計21億余円及び計2億余円となっている。そして、有料施設では、当該施設の維持及び管理に必要な経費の一部に充当するために入場料を徴収する取組が見受けられる。

#### ウ 受託研究等により取得した研究用機器の貸付け等に係る収入

独立行政法人38法人及び国立大学法人等79法人は、受託研究等により研究用機器を取得している。取得価額500万円以上の研究用機器に係る25年度における民間企業に対する貸付額は、独立行政法人3法人で計1278万余円、国立大学法人1法人で計13万余円であり、一部の法人では、有償で譲渡を行っている事例も見受けられる。

#### エ 特許権に係る収入

##### (ア) 特許権収入と特許料等の費用の状況

独立行政法人55法人及び国立大学法人等83法人は、21年度から25年度までの間に特許権を保有するなどしており、25年度における特許権収入は、それぞれ計17億余円及び計18億余円、特許料等の費用はそれぞれ計30億余円及び計26億余円となっている。そして、25年度において特許権収入が特許料等の費用を上回っている法人は独立行政法人12法人及び国立大学法人等10法人となっている。

##### (イ) 特許権収入の確保等に向けた取組

特許権収入が特許料等の費用を大きく上回っていた10法人では、事業性を重視した特許権取得を推進するなどの取組を行っている。また、特許権の保有の見直しについては、独立行政法人15法人及び国立大学法人等38法人では登録から3年以内に行うこととしているが、見直しまでの期間を設定していない法人も独立行政法人30法人及び国立大学法人等35法人見受けられる。

#### オ 寄附金に係る収入

独立行政法人59法人及び国立大学法人等全90法人は、21年度から25年度までの間に寄附金の受入実績があり、25年度の受入額は独立行政法人で計94億余円、国立大学

法人等で計 758 億余円となっており、寄附金の受入実績のある法人では、寄附金獲得のための様々な取組が見受けられる。

カ 余裕金の運用に係る収入

独立行政法人 62 法人及び国立大学法人等 89 法人は、25 年度において余裕金を運用しており、運用に係る収入はそれぞれ計 344 億余円及び計 19 億余円となっている。余裕金の運用を行っていない独立行政法人 34 法人の中には、運用原資平均が 10 億円以上の法人が 14 法人、余裕金の運用を行う場合の権限等を定めた要領等を定めていない法人が 24 法人見受けられる。

キ その他の収入

(ア) 各種証明書等の発行手数料等の収入

文教研修型の独立行政法人 9 法人及び国立大学法人全 86 法人は在学学生及び卒業生等に対して各種証明書等を発行しているが、その発行に当たり発行手数料を徴収している法人は独立行政法人 4 法人及び国立大学法人 41 法人となっている。

(イ) 農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等による収入

独立行政法人 33 法人及び国立大学法人等 73 法人は、事業を実施した結果産出された農産物等の売却等により収入を得ている。また、法人のブランドを利用した商品の販売、法人のホームページ等への広告掲載等により収入を得ている法人が見受けられる。

## 4 所見

### (1) 検査の状況の概要

独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について検査したところ次のような状況が見受けられた。

ア 独立行政法人及び国立大学法人等の収入の状況

25 年度の独立行政法人全体及び国立大学法人等全体の収入額は、計 58 兆 4347 億余円及び計 3 兆 4389 億余円であり、自己収入は独立行政法人全体で計 37 兆 2419 億余円、国立大学法人等全体で計 1 兆 6988 億余円となっている。

イ 法人の業務類型ごとに特有の自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(ア) 授業料等収入については、入学希望者の増加を図るための取組はほとんどの法人で行われており、各法人の実情を踏まえた独自の取組を実施している法人も見受けられる。国立高等専門学校機構及び国立大学法人全 86 法人における年度中に放棄された債権を含めた授業料に係る債権の発生状況は、21 年度から 25 年度までの平均で計 7 億余円となっている。

(イ) 受託研究等収入については、文教研修型、研究開発型及び医療診療型のいずれかの業務類型に該当する独立行政法人 42 法人及び国立大学法人等全 90 法人において民間企業の委託を受けて締結する受託研究契約及び受託事業契約では、委託者への請求金額において研究担当者等の常勤職員の人件費を算定していない法人等が見受けられる。また、共同研究で取得された共有に係る特許権等収入の分配割合については、一部の法人において、権利の帰属割合を下回る割合としたり、定額の一時金を受け取るのみとしたりする状況が見受けられる。

(ウ) 病院収入については、医療診療型の独立行政法人9法人及び国大病院設置型の国立大学法人42法人において、病院収入の確保や増加につながる取組を行っている。一方、25年度末における未収診療費債権の残高のうち、債権の発生から1年以上が経過している債権が50%以上を占める法人も見受けられる。また、レセプトの処理に関しては、事務処理の遅延に起因して未処理の状態が長期化しているものも見受けられる。

ウ 各法人に共通性のある自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(ア) 施設の貸付け等に係る収入については、独立行政法人51法人及び国立大学法人等89法人では食堂又は売店を設置して貸付料等収入を得ており、無償で敷地貸付け等をする契約も見受けられる。また、独立行政法人72法人及び国立大学法人等全90法人では自動販売機の設置による貸付料等収入や手数料収入を得ているが、競争性のない契約方式を採用して、貸付料等を無償とし、かつ手数料を得ていない契約も多く見受けられる。独立行政法人59法人及び国立大学法人等88法人では業務運営上必要な駐車場を設置して収入を得ており、有料駐車場の割合はそれぞれ13.5%及び24.9%である。

(イ) 公開施設に係る入場料収入については、独立行政法人7法人及び国立大学法人等11法人で公開施設に係る入場料収入を得ている。

(ウ) 受託研究等により取得した研究用機器の貸付け等に係る収入については、独立行政法人38法人及び国立大学法人等79法人において、受託研究等により研究用機器を取得しており、一部の法人では有償で譲渡を行っている事例も見受けられる。

(エ) 各法人が保有する特許権については、独立行政法人55法人及び国立大学法人等83法人のうち、特許権収入が特許料等の費用を上回っている法人は独立行政法人12法人及び国立大学法人等10法人であり、特許権の保有の見直しを行うまでの期間を設定していない法人も見受けられる。

(オ) 寄附金に係る収入については、独立行政法人59法人及び国立大学法人等全90法人に寄附金の受入実績があり、これらの法人において、寄附金獲得のための様々な取組が見受けられる。

(カ) 余裕金の運用に係る収入については、独立行政法人62法人及び国立大学法人等89法人は、25年度において余裕金を運用しており、余裕金の運用を行っていない独立行政法人の中には、運用原資平均が10億円以上の法人等が見受けられる。

(キ) 文教研修型の独立行政法人9法人及び国立大学法人全86法人は、各種証明書等を発行しており、その中には、発行手数料を徴収している法人が見受けられる。また、事業を実施した結果産出された農産物等の売却等により収入を得ている法人が見受けられる。

## (2) 所見

独立行政法人及び国立大学法人等は、公共的な性格を有し、各法人の目的に応じた業務運営を行っており、自己収入は、その目的を達成するために重要な財源となっている。

そして、多くの法人は、自己収入のほか、運営費交付金等を充てて業務運営を行っているが、近年の我が国の厳しい財政状況の中、各法人に交付される運営費交付金の額は全体として減少してきており、自己収入を確保することはますます重要となっている。

また、独立行政法人及び国立大学法人等は、自主性・自律性をより発揮した業務運営により行政サービスや教育研究の質の向上等の実現が求められており、各法人の業務運営の財源の多様化等に資するために、外部資金を獲得するなどの自己収入の拡大に向けた取組は重要なものと位置付けられている。

そして、前記のとおり、各法人における自己収入の確保等に向けた取組の状況は様々であり、他の法人において参考とすべき事例も見受けられた。

したがって、以上の検査の状況を踏まえ、自己収入の確保等に向けた取組が効果的、効率的に行われるよう、独立行政法人及び国立大学法人等においては、他法人の取組を参考にするとともに、次の点に留意することが必要である。

#### ア 法人の業務類型ごとに特有の自己収入について

(ア) 授業料等収入については、将来にわたって安定的な学校運営を行っていくために、各法人の実情を踏まえた学生数の確保に資する取組を積極的に行うこと、また、授業料等の未納については、その発生状況等を踏まえつつ、引き続き授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等について適切に行うこと

(イ) 受託研究等収入については、法人の目的に留意しつつ、可能な範囲で目標を設定するなどして受託研究等の増加に努めること、受託研究契約及び受託事業契約における研究担当者等の常勤職員の人件費について、労働提供の寄与度等を考慮するなどして、民間企業である委託者に負担を求めることを検討すること、また、受託研究契約において、標準的な間接経費率についても適切なものとなっているか適宜検討すること、さらに、あらかじめ金額が確定できない経費が含まれる場合には、委託者と協議した上で、精算条項を設けることなどにより、追加負担について委託者に明示すること

また、共有に係る特許権等の実施により生ずる特許権等収入の分配について、契約相手方と協議した上で、法人の貢献度等に見合った収入の分配が見込まれるような契約内容を検討すること

(ウ) 病院収入については、病床利用率等の指標に係る目標値の設定や、病院運営に対する様々な検討や取組を病院それぞれの設置目的に応じて行うことなどにより、病院施設を効率的に稼働させるなどして病院収入の確保等を図ること、また、患者に対する未収診療費債権については、診療費の支払方法の多様化等、債権の発生防止を図ることと併せて、各病院における未収診療費債権の発生、回収等の状況を踏まえて、より実効性のある請求や督促の方法等を債権管理マニュアル等に定めることなどにより、可能な限り多くの債権を回収するよう努めること

さらに、保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、その改善のために各病院内において定期的に注意喚起を行うなど組織的な取組を強化していくこと、また、診療報酬請求額に対するレセプトの査定率の引下げは収入の増加要因となることから、事務手続等に改善の余地がある場合には、引下げに向けた定量的な目標の設定等の取組を実施することにより、診療報酬請求事務の適切な実施を更に図ること

## イ 各法人に共通性のある自己収入について

- (ア) 施設の貸付け等に係る収入のうち、食堂及び売店の運営による収入については、無償で敷地貸付け等をしている法人においては、利用者へのサービス内容等への影響に留意しつつ有償による敷地貸付け等の可能性も検討すること、自動販売機の設置による収入については、利用者の便宜への影響等に留意しつつ、競争性のある契約方式に移行するなどして、貸付料等収入や手数料収入の増加を図ること、駐車場の使用料収入については、公共交通機関等の利便性等を十分に考慮し、管理経費や周辺駐車場の状況等を勘案しながら、料金の徴収が可能かどうか検討すること
- (イ) 各法人が保有する特許権については、特許権の保有目的に留意しつつ、特許権に係る事業化の拡大を図ることと併せて、特許権の維持に要する費用の負担を軽減する観点から、保有する特許権の見直しを引き続き積極的に進めていくこと
- (ウ) 寄附金収入については、国立大学法人等においては今後も引き続き産学連携や地域連携等の推進等を通じて、また、寄附金の獲得が可能な独立行政法人においては他の法人が実施する寄附金獲得のための取組を参考とするなどして法人の業務の特性に留意しつつ、より一層の寄附金獲得を図っていくこと
- (エ) 余裕金の運用収入については、独立行政法人においても、四半期ごとに交付される運営費交付金等の比較的安定していると認められる運用原資がある場合には、短期による運用も含めてその可否を検討すること、また、余裕金の運用を行う場合の権限等を定めた要領等を定めていない独立行政法人においては、できる限り要領等を定めるなどして、運用可能な余裕金が生じた場合に対応できるようにすること
- (オ) このほか、各種証明書等の発行手数料等の徴収、農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等については、各法人において自己収入の拡大につなげることのできる取組について可能な限り検討すること

本院としては、独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

## 第8 国立大学法人が大学に設置する附属病院の運営について

検査対象	医学部等の附属施設として大学に附属病院を設置する42国立大学法人
附属病院の概要	医学部等を置く大学に当該学部等の教育研究に必要な施設として設置されるもの
附属病院の業務費用	5兆3356億円(平成22年度～26年度)
附属病院の業務収益	5兆5238億円(平成22年度～26年度)

## 1 検査の背景

## (1) 国立大学法人が大学に設置する附属病院の概要

国立大学法人は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき、平成16年4月1日、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために設立された。そして、それまで、国立学校設置法(昭和24年法律第150号。平成16年廃止)に基づき文部科学省に設置されていた各国立大学は、それぞれ独立した国立大学法人に設置されることとなった。

27年度末現在、86国立大学法人のうち42国立大学法人は、大学に附属病院(以下「国立大学附属病院」という。)を設置し、運営している。附属病院は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第39条等の規定に基づき、医学又は歯学に関する学部又は附置研究所を置く大学に当該学部等の教育研究に必要な施設として設置されるものであり、国立大学には、表のとおり、計45病院が設置されている。

表 国立大学附属病院一覧(平成27年度末現在)

国立大学法人名	国立大学附属病院名	国立大学法人名	国立大学附属病院名
北海道大学	北海道大学病院	滋賀医科大学	滋賀医科大学医学部附属病院
旭川医科大学	旭川医科大学病院	京都大学	京都大学医学部附属病院
弘前大学	弘前大学医学部附属病院	大阪大学	大阪大学医学部附属病院
東北大学	東北大学病院		大阪大学歯学部附属病院
秋田大学	秋田大学医学部附属病院	神戸大学	神戸大学医学部附属病院
山形大学	山形大学医学部附属病院	鳥取大学	鳥取大学医学部附属病院
筑波大学	筑波大学附属病院	島根大学	島根大学医学部附属病院
群馬大学	群馬大学医学部附属病院	岡山大学	岡山大学病院
千葉大学	千葉大学医学部附属病院	広島大学	広島大学病院
東京大学	東京大学医学部附属病院	山口大学	山口大学医学部附属病院
	東京大学医科学研究所附属病院	徳島大学	徳島大学病院
東京医科歯科大学	東京医科歯科大学医学部附属病院	香川大学	香川大学医学部附属病院
	東京医科歯科大学歯学部附属病院	愛媛大学	愛媛大学医学部附属病院
新潟大学	新潟大学医歯学総合病院	高知大学	高知大学医学部附属病院
富山大学	富山大学附属病院	九州大学	九州大学病院
金沢大学	金沢大学附属病院	佐賀大学	佐賀大学医学部附属病院
福井大学	福井大学医学部附属病院	長崎大学	長崎大学病院
山梨大学	山梨大学医学部附属病院	熊本大学	熊本大学医学部附属病院
信州大学	信州大学医学部附属病院	大分大学	大分大学医学部附属病院
岐阜大学	岐阜大学医学部附属病院	宮崎大学	宮崎大学医学部附属病院
浜松医科大学	浜松医科大学医学部附属病院	鹿児島大学	鹿児島大学医学部・歯学部附属病院
名古屋大学	名古屋大学医学部附属病院	琉球大学	琉球大学医学部附属病院
三重大学	三重大学医学部附属病院	42 法人	45 病院

(2) 国立大学附属病院の機能

国立大学附属病院は、医学又は歯学に関する学部等の教育研究に必要な施設として設置され、主として、教育機関としての機能、研究機関としての機能及び診療機関としての機能の三つの機能を果たすことが求められている。

そして、国立大学附属病院長会議が<sup>(注1)</sup>24年3月に提言した「国立大学附属病院の今後のありべき姿を求めて」(以下「病院長会議提言」という。)では、国立大学附属病院がこれまで果たしてきた教育、診療、研究の三つの使命に地域貢献・社会貢献と国際化の二つの新たな使命を加えた五つの使命が国立大学附属病院の使命として掲げられている。

また、文部科学省は、病院長会議提言等を踏まえ、「今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会・報告書」(以下「検討会・報告書」という。)を26年3月に取りまとめ、この中で、上記五つの使命(機能・役割)を踏まえて、国立大学附属病院の施設整備を行うことが重要であるとしている。

(注1) 国立大学附属病院長会議 国立大学附属病院における診療、教育及び研究に係る諸問題等について協議し、相互理解を深めるとともに意見の統一化を図ることなどを目的として発足したものであり、平成27年度末現在において42国立大学法人の45国立大学附属病院が会員となっている。

### (3) 特定機能病院としての役割

病院のうち、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、それにふさわしい人員配置、構造設備等を有するものは、医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の承認を得て、特定機能病院と称することができることとなっている。特定機能病院として承認された病院は、高度の医療の提供等を実施する役割を果たすものとして、診療報酬が加算されるなどの措置を受けている。

27年度末現在、全国で84病院が特定機能病院として承認されていて、このうち、国立大学附属病院は41病院(全特定機能病院の48.8%)、私立大学を設置している学校法人が大学の附属施設として設置している病院は28病院(同33.3%)、公立大学法人が大学の附属施設として設置している病院は8病院(同9.5%)、その他の病院は7病院(同8.3%)となっており、国立大学附属病院が特定機能病院の約半数を占めている。

病院が特定機能病院として承認を受けるためには、医療法、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)等において定められている、高度の医療の提供や高度の医療技術の開発及び評価等に関する各種の要件を満たす必要がある。

### (4) 国立大学附属病院を取り巻く環境の変化等

#### ア 国立大学附属病院の収支管理等

病院長会議提言によれば、16年度の国立大学の法人化前は、国が全ての国立大学附属病院の病院収入並びに人件費、教育・研究・診療に係る経費及び病院の再開発に伴う経費の支出を一元的に管理していたが、法人化以降は、各国立大学法人が個々に収支管理を行っており、病院収入を経営のベースとしている国立大学附属病院は、診療報酬の影響を強く受けることから、収支の企業的管理が必要となり、国や地域の医療に対して責任を負いながらも、その経営について独自に責任を負うこととなったとされている。

国立大学附属病院を設置している42国立大学法人における授業料等収入、附属病院収入等の自己収入は、25年度は1兆5409億円、26年度は1兆5749億円であり、このうち、附属病院収入はそれぞれ9614億円、9835億円に上り、法人全体の自己収入の62.3%、62.4%となるなど重要な位置を占めており、国立大学附属病院の経営状況が国立大学法人の運営に与える影響は大きいものとなっている。

#### イ 医療制度改革等

24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」によれば、政府は、急性期をはじめとする医療機能の強化や病院・病床機能の役割分担・連携の推進等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされている。そして、25年8月に社会保障制度改革国民会議が取りまとめた報告書<sup>(注2)</sup>によれば、高齢化の進展により、疾病構造の変化を通じて、必要とされる医療の内容は「病院完結型」から、地域全体で治し、支える「地域完結型」に変わらざるを得ないなどとされている。また、検討会・報告

書によれば、医療制度改革においては、国立大学附属病院を含む病院の病床を高度急性期機能<sup>(注3)</sup>から急性期機能<sup>(注4)</sup>、回復期機能<sup>(注5)</sup>、慢性期機能<sup>(注6)</sup>まで機能分化した上で、当該機能に特化した医療の提供や外来医療の役割分担等、医療提供体制を再構築することにより、「病院完結型」医療から「地域完結型」医療への転換を図ることが求められているとされている。

(注2) 社会保障制度改革国民会議 社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に設置された会議

(注3) 高度急性期機能 急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けた診療密度が特に高い医療を提供する機能

(注4) 急性期機能 急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けた医療を提供する機能

(注5) 回復期機能 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能

(注6) 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者を入院させるなどの機能

#### ウ 医療事故等を契機とした特定機能病院の承認要件の見直し

学校法人東京女子医科大学が大学の附属施設として設置する東京女子医科大学病院では、26年2月に小児の集中治療における人工呼吸中の鎮静に使用することが禁忌とされている薬剤を継続投与された小児が死亡した。また、国立大学附属病院の一つである群馬大学医学部附属病院において、22年から26年にかけて肝臓の腹腔鏡手術<sup>くう</sup>で術後4か月以内に患者8人が死亡した。これらを受けて、厚生労働省は、これらの事案に関連した医療安全管理体制等について審議した社会保障審議会医療分科会の意見を踏まえて、27年5月、両病院の特定機能病院の承認を同年6月1日付けで取り消す旨を両病院に通知した。そして、同省は、28年6月に、医療法施行規則を改正するなどして、医療安全を確保する観点から、特定機能病院の承認要件の見直しを行った。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

国立大学附属病院を取り巻く環境は大きく変化しており、安心、安全で高度の医療の提供等が急務の課題となっている中、国立大学附属病院は、その機能・役割を果たしていくことが求められている。そして、国立大学附属病院が今後も安定して継続的にその機能・役割を果たしていくためには、医療安全を確保した上で、損失が生じないように適切な運営により健全な財務基盤を構築していくことが重要である。

そこで、本院は、法規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 国立大学附属病院の経営状況等について、業務損益や収支はどのように推移しているか、医薬品等の調達は会計規程等に基づき適正に実施されているか、医療機器等の更新等は採算性を検討するなどして実施されているか、監査等は適切に実施されているか。

イ 国立大学附属病院は、教育、研究、診療及び地域貢献・社会貢献の機能を十分に果たしているか。

ウ 国立大学附属病院の医療安全管理体制等について、群馬大学医学部附属病院の医療事故は経営等にどのような影響を与えているか、群馬大学医学部附属病院を除く国立大学附属病院の医療安全に対する取組状況はどのようになっているか。

## (2) 検査の対象及び方法

45 国立大学附属病院のうち、26年度末現在において特定機能病院として承認されていた42国立大学附属病院(以下、26年度末現在において特定機能病院として承認されていた国立大学附属病院を単に「附属病院」という。)を設置している42国立大学法人の22年度から26年度までの間(群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う経営等への影響等については27年度までの間)<sup>(注7)</sup>の会計を対象として、37国立大学法人において附属病院に係る財務関係書類を確認したり関係者から説明を聴取したりなどして会計実地検査を行うとともに、42国立大学法人から、附属病院に係る業務運営、経営等に関する調書等の提出を求めて、その内容を分析するなどして検査を行った。

なお、附属病院の取組状況等の分析に資するために、病院を設置している厚生労働省所管の3独立行政法人<sup>(注9)</sup>においても会計実地検査を行うとともに、病院を大学の附属施設として設置している2学校法人<sup>(注10)</sup>において調査を実施した。

(注7) 42国立大学附属病院 表に掲げる45病院から東京大学医科学研究所附属病院、東京医科歯科大学歯学部附属病院及び大阪大学歯学部附属病院を除いた各病院

(注8) 37国立大学法人 北海道大学、旭川医科大学、弘前大学、東北大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、名古屋大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学の各国立大学法人

(注9) 3独立行政法人 独立行政法人労働者健康福祉機構(平成28年4月1日以降は独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合し、独立行政法人労働者健康安全機構)、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立国際医療研究センター

(注10) 2学校法人 学校法人日本医科大学、学校法人大阪医科大学(平成28年4月1日以降は学校法人大阪医科薬科大学)

## 3 検査の状況

### (1) 附属病院の経営状況等

#### ア 附属病院の診療科目及び病床数

診療科目及び病床数に係る特定機能病院の承認要件は、診療科目については、原則として所定の16診療科名全てを標ぼうすること、病床数については400床以上となっている。そこで、26年度末現在の診療科目及び病床数についてみたところ、全ての附属病院が特定機能病院の承認要件を満たしており、診療科目は、最多が42診療科、最少が20診療科、病床数は、最多が1,275床、最少が600床となっていた。

#### イ 国立大学法人本部と附属病院の関係

26年度の各附属病院における法人本部等への附属病院の経営等の報告状況についてみたところ、月1回程度の報告を行っている附属病院が25病院となっていた一方で、報告を定期的に行っていない附属病院も4病院見受けられた。

#### ウ 附属病院の患者数等の推移

22年度から26年度までの間の患者数の推移についてみたところ、外来患者延数は増加傾向にあり、26年度は1739万人、対22年度増加率は4.8%となっていた。また、入院患者延数は、26年度は1014万人、対22年度増加率は横ばいとなっていた。

22年度から26年度までの間の医師数及び看護師数の推移についてみたところ、医師数、看護師数共に増加しており、26年度の医師数は24,760人、看護師数は32,125人、対22年度増加率はそれぞれ13.0%、14.8%となっていた。

#### エ 附属病院の財務状況等

22年度から26年度までの間の附属病院セグメント情報の業務損益等の推移についてみたところ、業務費用、業務収益共に増加しており、26年度の業務費用は1兆1651億円、業務収益は1兆1846億円、対22年度増加率はそれぞれ19.7%、15.2%、22年度から26年度までの5か年度の計はそれぞれ5兆3356億円、5兆5238億円となっていた。業務損益は、22年度の547億円から減少傾向にあり、26年度は194億円となっていた。また、各附属病院の業務損益についてみたところ、業務損益がマイナスとなり損失を計上している附属病院は、22年度は4病院であったが、26年度では14病院に増加していた。

業務損益がマイナスとなっていて、現金収支に基づく収支管理を行っている附属病院を設置する1国立大学法人では、法人本部と附属病院との連絡調整が十分でなかったことなどから収入を上回る支出を行うなどしていた事態が見受けられた。

セグメント情報における業務費用のうち、診療経費及び人件費で全体の9割以上を占めていて、26年度の診療経費は6615億円、人件費は4427億円となっていた。

診療経費全体の5割以上を占める材料費は、医薬品費と診療材料費で9割以上を占めており、医薬品費は全ての附属病院、診療材料費は41附属病院において増加していた。そして、医薬品の契約における随意契約基準額<sup>(注11)</sup>を基に契約期間を1年間に換算して算出した年間換算基準額についてみたところ、国立大学法人間で大きな差異が見受けられたが、500万円を基準としている国立大学法人が14法人と最も多くなっており、調達した全医薬品に占める随意契約により調達した医薬品の割合(以下「随契比率」という。)についてみたところ、金額ベースで90%以上となっている国立大学法人が4法人、品目数ベースで90%以上となっている国立大学法人が30法人となっていた。なお、品目数ベースでの随契比率が高い一部の国立大学法人では、会計規程等や政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)等を実施するために定めた規程等に反して随意契約としていたり(前掲不当事項718ページ参照)、書面による予定価格の作成を省略するなどのために、支出決議に必要な見積書等の金額が一定額以内に収まるように見積書等を業者に作成させるなどしていたりしていた事態が見受けられた。

(注11) 随意契約基準額 会計規程等に基づき随意契約とすることができる金額、又は、これとは別に医薬品の単価に契約期間内の調達予定数量を乗じた金額

医薬品等の共同価格交渉は、医薬品について5国立大学法人が、診療材料について13国立大学法人がそれぞれ実施していた。また、医薬品等の共同購入について、いずれの国立大学法人においても導入していなかった。

医療機器の採算性について、取得時の採算性の検討は、1附属病院を除く41附属病

院が実施しており、支出見込額について、27 附属病院は、導入経費、保守経費の両経費、又はいずれかの経費を見積もっていたが、両経費に加えて人件費を見積もっている附属病院は14 病院であった。また、取得後の採算性の検証は、23 附属病院が実施しており、支出額について、13 附属病院は、導入経費、保守経費の両経費、又はいずれかの経費を計上していたが、両経費に加えて人件費を計上している附属病院は6 病院にとどまっていた。なお、19 附属病院は、検証のための人員不足や個々の医療機器に係る診療報酬データのひも付けが困難であるなどとして、取得後の採算性の検証を実施していなかった。

#### オ 経営分析等

附属病院は、病床利用率・稼働率、診療単価等の経営指標を設けている。経営指標で設定した目標値について、幹部職員等を含む全職員に周知している附属病院は15 病院等となっており、目標値の達成状況について、全職員に周知している附属病院が9 病院等となっていた。また、目標値を下回っている場合の対応として、診療科、部門の努力に委ねている附属病院が4 病院見受けられた。

#### カ 監査等

22 年度から 26 年度までの間の附属病院の経営・運営等に関する監査の実施状況についてみたところ、監事監査について、附属病院の経営・運営等に関する監査を 37 国立大学法人が実施している一方で、5 国立大学法人は実施していなかった。

内部監査について、附属病院の経営・運営等に関する監査を 8 国立大学法人が実施している一方で、34 国立大学法人は実施していなかった。

### (2) 附属病院の各機能

#### ア 教育機能

22 年度から 26 年度までの間の臨床研修医の内定者数等の推移についてみたところ、募集定員、内定者数共に減少傾向にあり、募集定員に対する内定者数の割合(以下「マッチング率」という。)は、22 年度 70.2% から 26 年度 65.1% へと低下していた。また、22 年度から一定規模以上の病院に対して設置が義務付けられた小児科研修プログラム・産科研修プログラムに係るマッチング率の推移についてみたところ、小児科研修プログラムは 22 年度 57.1% から 26 年度 29.4% へ、産科研修プログラムは 44.5% から 21.8% へ、主に小児科研修又は産科研修のいずれかのコースを選択することになる周産期研修プログラムは 43.3% から 32.5% へ、それぞれ大きく低下していた。

このような中で、臨床研修医を増やすための取組として、研修プログラムの改善に係る取組を行っている附属病院が 40 病院、臨床研修医の活動を支援する部署等の設置や強化に係る取組を行っている附属病院が 27 病院等となっていた。

そして、臨床研修医の減少が与える影響についてみたところ、地域医療・社会貢献に最も影響があるとしている附属病院が 17 病院等となっていた。

また、22 年度から 26 年度までの間の高度の医療に関する研修医等の数の推移についてみたところ、22 年度 3,810 人から 26 年度 5,010 人となっていた。

22 年度から 26 年度までの間の新人看護師等の研修等の状況の推移についてみたところ、新人看護師等研修の受講者数及び新人看護師等指導者育成研修の受講者数は共に増加しており、他の医療機関に所属する新人看護師等を受け入れて研修を実施していた附

属病院は22病院、他の医療機関に所属する新人看護師等指導者を受け入れて研修を実施していた附属病院は5病院あり、共に受講者数は増加傾向にあった。

#### イ 研究機能

22年度から26年度までの間の医薬品に係る治験の新規受入実績の推移についてみたところ、受入件数は、年間1,000件前後で推移しており、26年度は895件で22年度と比べて6.0%増加していた。また、治験の実施に伴う治験費用受入額は、23年度の34億7128万円をピークに減少しており、26年度は19億2672万円で22年度と比べて32.9%減少していた。

治験費用は、治験内容に応じた業務量に基づいて算定すべきものであり、実施実績に基づいて医療機関に支払うことを原則とするとされている。治験費用は、臨床試験研究費、治験に携わる治験コーディネーター(以下「CRC」という。)等の人件費、治験内容の倫理的な審査を行う倫理審査委員会の運営に係る費用等に分類することができ、これらのうちの主な費用の算定状況は、次のとおりとなっていた。

臨床試験研究費について、附属病院は、国立大学法人化前に発出された「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究等の受託について」(平成11年文部省高等教育局医学教育課長通知。以下「医学教育課長通知」という。)を参考とするなどして、疾患の重篤度や入院・外来別、治験薬の投与期間、患者の観察頻度等の要素ごとに設定されたポイント数等を基に、実施する治験内容の難易度等を数値換算した表(以下「ポイント算出表」という。)を使用し、ポイント算出表により得られた総ポイント数に一定の単価を乗ずるなどして臨床試験研究費の算定を行っている。

ポイント算出表について、治験薬の投与期間が長期となる場合等に高いポイントを設定するなどして業務実績に基づく費用に近づける取組をしている附属病院が38病院となっていた一方、医学教育課長通知のポイント算出表をそのまま利用している附属病院が4病院となっていた。

また、CRCの人件費について、32附属病院は、業務内容を区分し、その区分ごとに要する標準的な作業時間を算出し、標準的な治験作業に要する費用を算定するなどして、業務実績に基づく費用に近づける取組を行っていた一方、9附属病院は、業務実績に近づける取組が必ずしも十分でないと思料される状況となっていた。

22年度から26年度までの間の外部資金による研究費等の受入実績の推移についてみたところ、外部資金の額は増加傾向にあり、受入額は計2034億1146万円となっていた。このうち、外部資金の大半を占める奨学寄附金の受入額は、計1506億9462万円となっており、26年度の受入件数は30,800件、受入額は275億2454万円で22年度と比べてそれぞれ7.0%、7.2%減少していた。

医師の研究従事時間についてみたところ、国立大学法人化前と比較して減少しているとする附属病院が18病院となっており、研究従事時間が減少した理由として、診療従事時間の増加によるとしている附属病院が15病院等となっていた。このような中で、研究推進のための取組として、研究者である医師の負担を軽減するために、医師の業務補助を行う者の増員により医師の診療従事時間の減少を図っているとしている附属病院が29病院、研究を推進するための委員会等を設置しているとしている附属病院が18病院等となっていた。

## ウ 診療機能

がん診療について、群馬大学医学部附属病院を除く41附属病院が拠点病院の指定を受けていた。他方、救急医療について救命救急センター等の指定を受けている附属病院は23病院(附属病院全体の54.7%)となっているなど、政策的医療機関としての指定等の状況は異なっていた。

また、22年度から26年度までの間の先進医療の新規承認件数の推移についてみたところ、22年度33件から26年度52件となり、57.5%増加していた。

さらに、高度急性期医療等の提供状況に関して、22年度から26年度までの間の手術件数等の推移についてみたところ、毎年度増加している中で、高度急性期医療等に関連する全身麻酔や人工心肺を用いた手術等の件数も、26年度は22年度と比べて増加していた。そして、高度急性期医療等を必要とする患者に対する手術件数等の増加に伴い、入院患者一人当たりの診療単価(平均値)は、22年度61,070円から26年度69,412円へ、外来患者一人当たりの診療単価(平均値)は、22年度12,866円から26年度15,744円へと推移しており、共に増加していたが、入院患者一人当たりの診療単価の散らばりの度合い(標準偏差)<sup>(注12)</sup>は、22年度に比べて26年度が大きくなっていた。また、外来患者一人当たりの診療単価の散らばりの度合い(標準偏差)も22年度に比べて26年度が大きくなっていた。このように、入院及び外来患者一人当たりの診療単価は共に、附属病院間で差が広がっていた。また、最高診療単価と最低診療単価とをみても、その差が広がっていた。

(注12) 標準偏差 統計処理の対象とするデータの散らばりの度合いを表す数値であり、標準偏差が大きいほどデータの散らばりの度合いが大きいことを示す。このため、入院及び外来患者一人当たりの診療単価の標準偏差の値が大きいほど、各附属病院の入院及び外来患者一人当たりの診療単価の散らばりの度合いが大きいことを示している。

## エ 地域貢献・社会貢献機能

22年度から26年度までの間の紹介率等の推移についてみたところ、紹介患者数、逆紹介患者数共に増加しており、26年度は22年度と比べてそれぞれ8.2%、16.8%増加していた。また、紹介率は、外来患者の抑制等により初診患者数が減少したことなどから、22年度の71.2%から26年度の81.5%となり、比較可能な40附属病院において26年度の紹介率は、22年度に比べて10.1ポイント増加していた。逆紹介率は、22年度の49.5%から26年度の60.3%となり、比較可能な41附属病院において26年度の逆紹介率は、22年度に比べて10.9ポイント増加していた。紹介率の向上による影響について、外来診療単価の上昇に寄与している附属病院が17病院等となっており、逆紹介率の向上による影響について、平均在院日数の短縮に寄与している附属病院が21病院等となっていた。

また、22年度から26年度までの間の医師派遣数の推移についてみたところ、毎年度4,000人前後で推移していたが、比較可能な39附属病院の状況についてみたところ、26年度末における医師派遣数が22年度と比べて増加している附属病院が17病院ある一方で、減少している附属病院は22病院となっていた。

### (3) 附属病院の医療安全管理体制等

#### ア 群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う経営等への影響

群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う収入減等の経営等への影響についてみたところ、医療事故の発生等による稼働額等への影響は、特定機能病院の承認取消しに伴う影響額計2億4476万円、がん診療連携拠点病院の非更新に伴う影響額計8602万円、補助金に係る交付申請の取下げなどによる影響額計7億2725万円、合計10億5804万円となっていた。

また、27年度の患者数及び稼働額について、26年度と比較すると、患者数は、入院・外来合わせて、計32,270人減少しており、稼働額は、入院・外来合わせて、計8億0600万円減少していた。

(注13) 稼働額 病院において行われた診療行為を診療報酬点数表等の点数等により算出した額

群馬大学医学部附属病院で発生した医療事故による各機能への影響についてみたところ、教育機能への影響として、医療事故の報道の前後での臨床研修に係るマッチング率(内定者数は採用年度の前年度の10月頃に決定)について比較したところ、28年度は24.5%で、医療事故の報道前である27年度の47.4%から大きく減少していた。また、医療事故の報道の前後での専門医等の資格を取得するための専門的な研修に係る受入人数等について比較したところ、27年度の募集定員に対する受入人数の割合である充足率は25.2%で、医療事故の報道前である26年度の25.9%と大きな変化はなかったが、医療事故の原因となった外科専門分野では、27年度は4.0%で、医療事故の報道前の26年度の28.0%と比べて大きく減少していた。

診療機能への影響として、医療事故の報道の前後での群馬大学医学部附属病院における先進医療に係る取扱患者数について比較したところ、27年度の取扱患者数は373人で、医療事故の報道前である26年度の510人と比べて大きく減少していた。

#### イ 医療安全に対する取組状況

群馬大学医学部附属病院では、医療事故に伴い、経営や附属病院としての機能に影響が出ている。また、群馬大学医学部附属病院は、特定機能病院の管理者が確保することとされている医療安全管理体制等について、死亡症例検討会等における原因分析や管理者への報告を実施できていなかったこと、死亡事例が発生した際に、院内報告制度が機能しておらず、速やかな原因分析や改善策の立案及び職員への周知が行われていなかったことなどの問題点が認められるとして、厚生労働大臣から特定機能病院の承認を取り消された。そこで、医療安全管理部門における医療安全情報の職員への周知確認方法等についてみたところ、医療安全情報を共有するために、医療安全管理者であるゼネラルリスクマネージャーや、各部署における医療安全管理を担当するリスクマネージャー等で構成されるリスクマネージャー会議を開催しているが、出席率が30%程度の附属病院が1病院見受けられ、各部署における職員への周知を確認していない附属病院が3病院見受けられた。

また、死亡症例の報告及び検証体制について、27年度末時点の各附属病院の医療安全管理部門等における状況をみたところ、8附属病院は全死亡症例を報告又は把握する体制となっておらず、11附属病院はインシデント報告があった事例等の一部の死亡症

例を検証するのみとなっていた。

(注14) インシデント 患者の診療・ケアにおいて、本来のあるべき姿からはずれた事態・行為の発生

## 4 所見

### (1) 検査の状況の概要

#### ア 附属病院の経営状況等

附属病院の経営等の法人本部等への報告について、報告を定期的に行っていない附属病院が見受けられた。一部の国立大学法人では、収入を上回る支出を行うなどしていた事態や会計規程等に反して随意契約としていたり、支出決議に必要な見積書等の金額が一定額以内に収まるように見積書等を業者に作成させるなどしていたりしていた事態が見受けられた。医薬品等の共同価格交渉は一部の国立大学法人にとどまっており、共同購入はいずれの国立大学法人においても導入していなかった。医療機器等の採算性について、取得時に、導入経費及び保守経費に加えて人件費を見積もっている附属病院は一部の病院にとどまっていた。経営指標で設定した目標値を下回っている場合の対応として、診療科、部門の努力に委ねている附属病院が見受けられた。監査等について、附属病院の経営・運営等に関する監査を実施していなかった国立大学法人が見受けられた。

#### イ 附属病院の各機能

教育機能について、臨床研修医に係るマッチング率が低下しており、小児科医及び産科医を養成するための研修プログラムのマッチング率は大きく低下していた。研究機能について、一部の附属病院は、治験費用を業務実績に近づける取組が必ずしも十分でないと思料される状況となっていた。医師の研究従事時間は、国立大学法人化前と比較して減少しているとする附属病院が18病院となっていた。診療機能について、手術件数等が増加する中であって、入院及び外来患者一人当たりの診療単価(平均値)は共に増加していたが、附属病院間で差が広がっていた。地域貢献・社会貢献機能について、紹介率及び逆紹介率は共に増加しており、紹介率の向上による影響は、外来診療単価の上昇に寄与するとしている附属病院が17病院等、逆紹介率の向上による影響は、平均在院日数の短縮に寄与するとしている附属病院が21病院等となっていた。

#### ウ 附属病院の医療安全管理体制等

群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う稼働額等への影響は、特定機能病院の承認取消しに伴う影響額計2億4476万円、がん診療連携拠点病院の非更新に伴う影響額計8602万円、補助金に係る交付申請の取下げなどによる影響額計7億2725万円、合計10億5804万円となっていた。また、27年度の患者数及び稼働額について、26年度と比較すると、患者数は、入院・外来合わせて、計32,270人、稼働額は、入院・外来合わせて、計8億0600万円減少していた。

教育機能への影響としては、臨床研修に係るマッチング率は、28年度24.5%で、医療事故の報道前である27年度47.4%から大きく減少するなどし、また、診療機能への影響としては、27年度の先進医療に係る取扱患者数は373人で、26年度の510人と比べて大きく減少していた。

### (2) 所見

各国立大学法人において、今回の本院の検査により明らかになった状況を踏まえて、附

属病院の運営がより適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

ア 附属病院の経営状況等

- (ア) 附属病院の経営等の法人本部等への報告について、附属病院の財務運営に関する連絡協議会等を設置するなどして、より緊密に報告するよう努めること
- (イ) 法人本部と附属病院の連絡を密にして、収入支出の見込みを適切に行うなどして、国立大学法人として収支管理等を適切に実施すること。医薬品の調達について、会計規程等にのっとり適正な契約方式により実施するとともに、医薬品等について、附属病院間等で共同価格交渉や共同購入が可能な場合には、導入に向けた検討を一層進めること。医療機器の導入や更新について、取得時に医療機器の稼働に必要な人件費を見込むなどしてより精度の高い採算性の検討を実施するとともに、取得後の採算性の検証を十分に実施することなどにより、効率的な医療機器の設備投資に努めること
- (ウ) 経営指標について、設定した目標値や達成状況を全職員に周知したり、目標値を下回った場合に改善を指示したりするなどして、より効率的な病院経営に努めること
- (エ) 監事監査や内部監査について、監査計画等に基づき、定期的に附属病院の経営・運営等の状況を監査するよう検討すること

イ 附属病院の各機能

- (ア) 地域で不足している小児科医や産科医を含めた臨床研修医の養成について、附属病院は、臨床研修医のニーズを的確に把握するなどして研修プログラムを改善したり、卒前・卒後教育との連携を図ったりするなど、臨床研修医の内定者数を増加するための取組等を推進していくこと
- (イ) 治験費用について、治験内容の業務実績に基づいて費用を算定する取組を推進すること。また、自己収入の確保を図りながら、医師の負担を軽減するために、医師の業務補助を行う者の増員について検討を行ったり、研究を推進するための委員会等を設置したりなどすることにより、研究を推進するための取組を行うこと
- (ウ) 診療単価の低い附属病院は、診療単価が低くなっている原因を把握し、その対策を講ずるなどして、地域の実情に合った効率的な病院運営を行うよう努めるとともに、高度急性期医療等を必要とする患者を中心に受け入れる取組を推進するなどして、地域における機能分化の促進により寄与していくこと
- (エ) 紹介率や逆紹介率を向上させることは、効率的な診療を可能にし、平均在院日数の短縮等による附属病院の経営改善につながると思われることから、今後、更に紹介率等の向上のための取組を進めていくこと

ウ 附属病院の医療安全管理体制等

群馬大学医学部附属病院における医療事故が、安心、安全で高度の医療の提供に対する信頼を傷つけるだけでなく、特定機能病院の承認取消しなどにより附属病院の経営や機能に影響を与えていることに鑑み、各附属病院においては、特定機能病院の管理者が確保することとされている医療安全管理体制等のより一層の充実に努めること

本院としては、附属病院の運営について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。